

大紀町第5期障がい福祉計画

平成30年3月

大 紀 町

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
4	計画策定の体制	2
5	計画の進行・管理	2

第2章 障がいのある人の現状

1	人口の状況	3
2	障がいのある人（子ども）の状況	5
3	障がいのある人（子ども）の就学等の状況	9
4	各種サービスの提供状況	10

第3章 障がい福祉サービスの見込み量と確保のための方策

1	障がい福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方	14
2	自立支援システムの全体像	15
3	自立支援給付	16
4	地域生活支援事業	16
5	自立支援協議会	17
6	平成32年度の目標値	18
7	自立支援給付の見込値	22
8	地域生活支援事業の見込値	31

資料編

1	大紀町自立支援協議会設置及び運営要綱	36
2	大紀町自立支援協議会と会議の流れ	38
3	大紀町自立支援協議会委員名簿	39
4	第5期障がい福祉計画策定の経過	40

第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

平成14年3月に障害者基本法に基づいた「度会三部（大宮町・紀勢町・大内山村）障害者計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。また、平成18年4月の障害者自立支援法の施行にあわせて障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画である「第1期大紀町障害福祉計画」を平成19年3月に策定し、平成21年3月には、計画を見直し、「第2期大紀町障害福祉計画」を策定しました。平成24年3月には、「第3期大紀町障がい者計画」と「大紀町障がい福祉計画」を策定し、平成27年には「大紀町第4期大紀町障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の充実に努めてきました。

障がい者の人権及び自由を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約「障害者権利条約」が国連で平成20年5月に発効されました。国では批准に向け、平成28年4月に「障害者差別解消法」の施行や「障害者雇用促進法」の一部改正などがおこなわれ、障がい者を取り巻く課題や社会環境、ニーズなどを踏まえた法改正が行われました。

国の定める基本指針に即し、本町の実績や状況を踏まえながら平成30年度から平成32年度における、障がい福祉施策の成果目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量等を定めた「大紀町第5期障がい福祉計画」を策定します。

なお、平成28年6月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。これまでは、障害児支援の数値目標等を障がい福祉計画で示してきたことから、第1期障がい児福祉計画は大紀町第5期障がい福祉計画と一体的な計画として作成します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、国や県の計画や方針、町の総合計画、その他の関連計画と整合を図りながら策定します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成30～32年度までの3年間とします。

なお、国の法律や制度の改正の状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

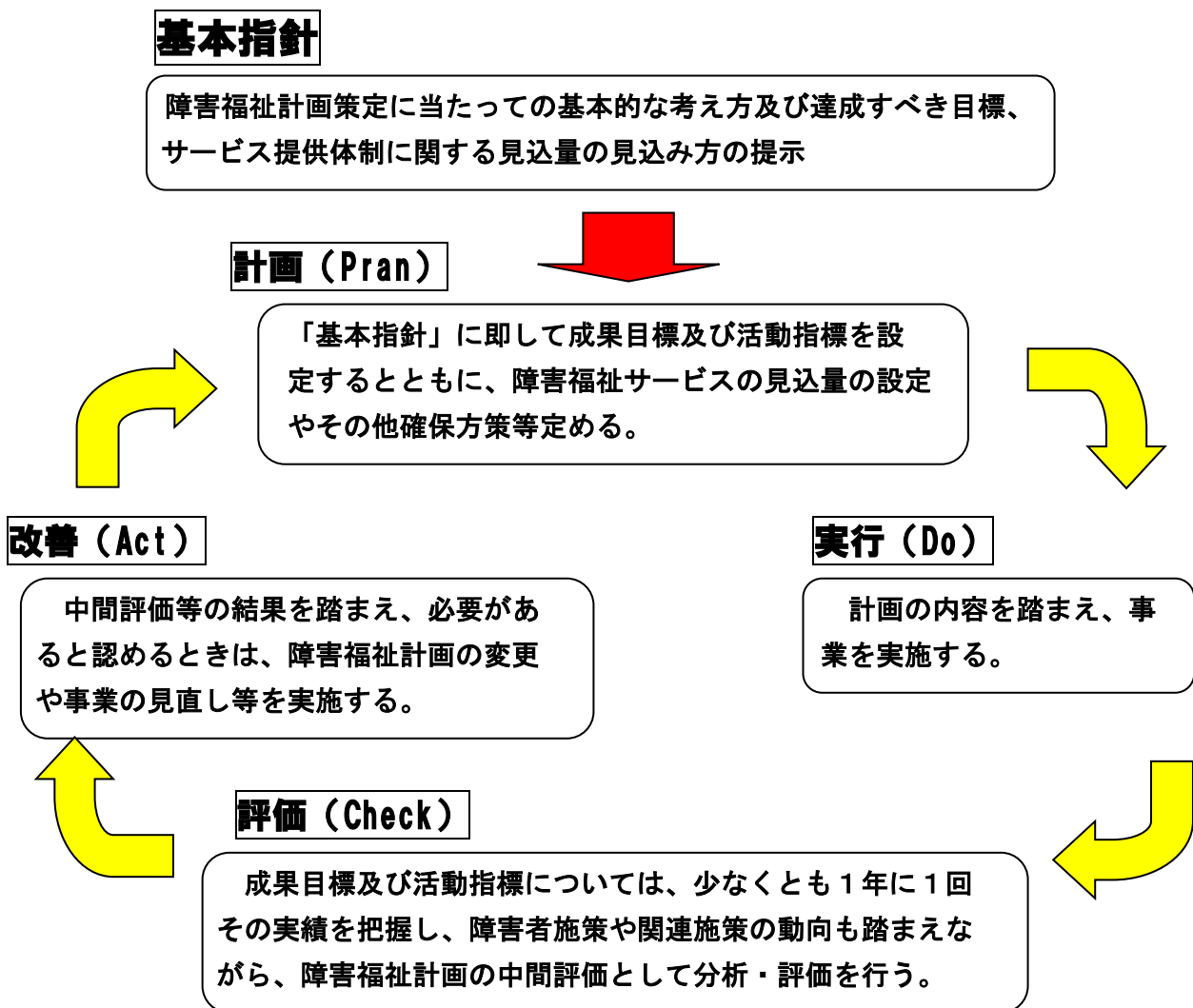
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
大紀町障がい者計画								
第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画		

4 計画策定の体制

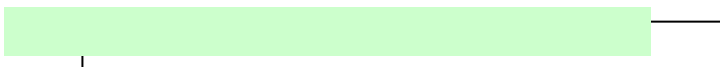
本町の保健、医療、福祉の各代表者等により構成する大紀町自立支援協議会で審議し、計画を策定します。

5 計画の進行・管理

国の基本指針では、計画に定める事項について定期的な調査、分析評価を行い、必要がある場合は計画の変更やその他必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。



第2章 障がいのある人の現状



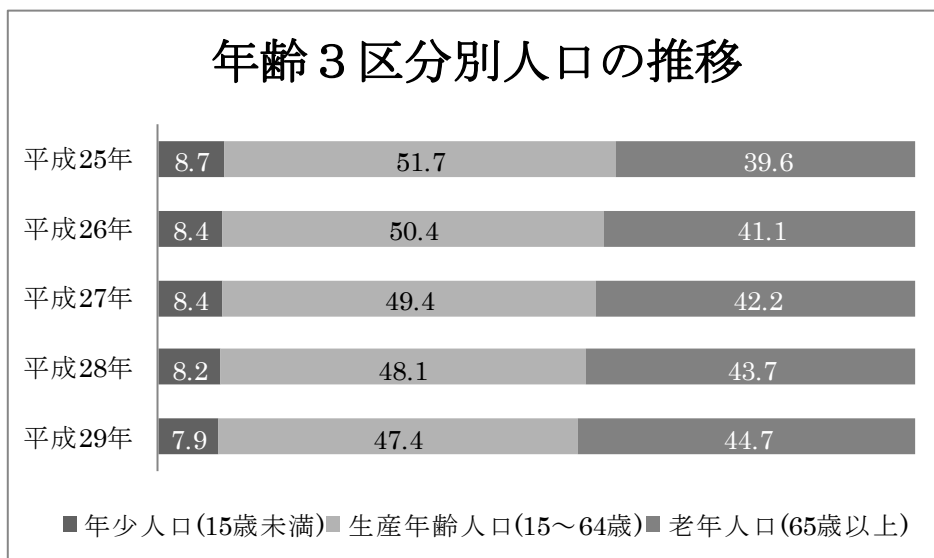
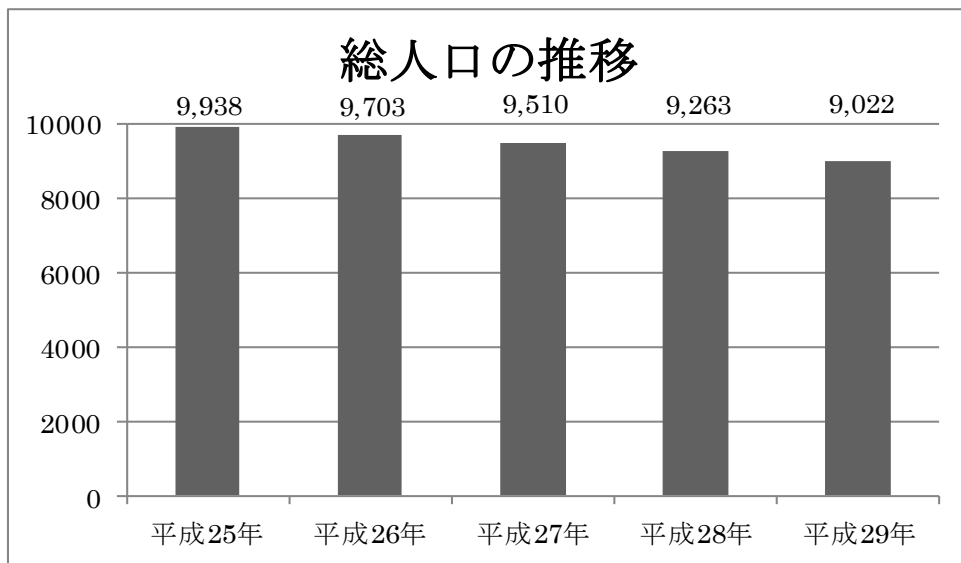
1 人口の状況

(1) 人口の推移

① 総人口・年齢別人口の推移

総人口の推移をみると、年々減少しており、平成29年は9,022人でした。

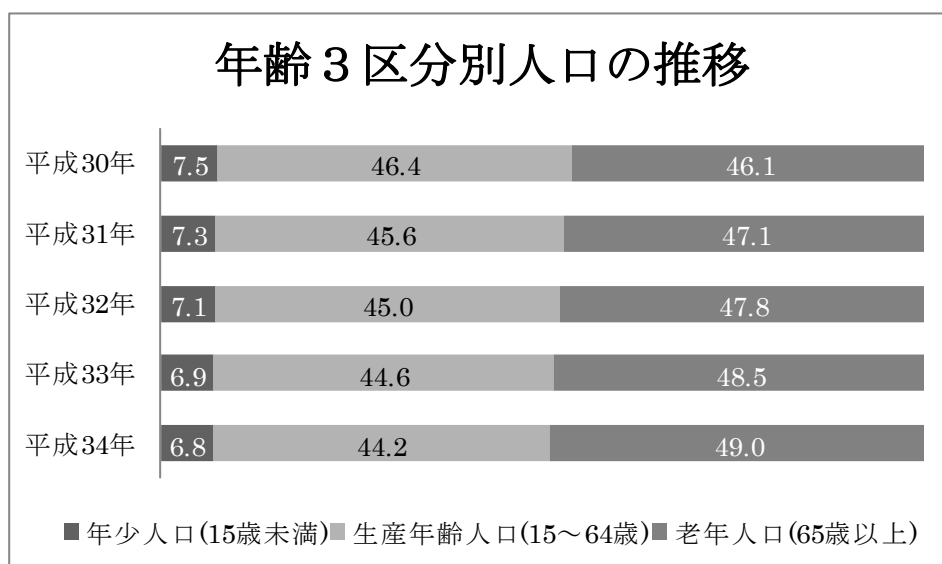
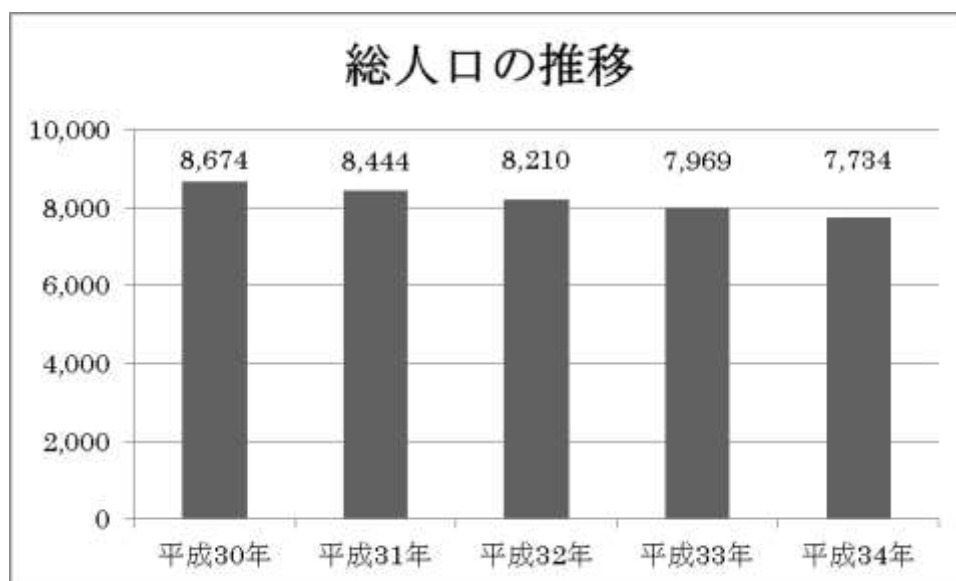
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口、生産年齢人口はともに徐々に減少しており、平成29年には年少人口は7.94%、生産年齢人口は47.3%となっています。一方、老年人口は徐々に増加しており、平成29年の高齢化率は44.7%となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

②将来人口・年齢別人口の推計

今後も人口は減少し続けるものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は減少すると予測されており、平成34年には6.8%と予測されています。また、生産年齢人口も減少すると予測されています。一方、老年人口の割合は増加し続け、平成34年の高齢化率は49.0%と予測されています。



資料：コーホート変化率法（同じ期間に生まれた人々について、過去における実績人口の動勢から「変化率」求め、それに基づき将来人口を推計する方法）による推計結果

2 障がいのある人（子ども）の状況

（１） 身体障がい者（児）の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

平成29年4月1日現在、町内で身体障害者手帳を所持している人は586人となっています。平成27年度からの年次推移をみると、平成27年度の630人から平成29年度には586人へと44人減少しています。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27～H29増減率
0～17歳	3	4	4	133
18歳以上	627	600	582	93
計	630	604	586	93

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

平成29年度の障がいを等級別でみると、1級が最も多く175人となっており、次いで4級が138人、3級が122人となっています。

障がいの等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1級	183	182	175
2級	90	80	78
3級	127	124	122
4級	158	145	138
5級	32	32	33
6級	40	41	40
計	630	604	586

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

② 障がいの種類別人数

平成29年度の障がいを種類別で見ると、肢体不自由が320人と最も多く、身体障がい者全体の約半数を占めており、次いで内部障がい172人、聴覚平衡機能障がい55人、視覚障がい36人の順となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移 (人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
視覚障がい	39	38	36
聴覚平衡機能障がい	58	56	55
音声・言語・そしゃく機能障がい	4	4	3
肢体不自由	351	333	320
内部障がい	178	173	172
計	630	604	586

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

(2) 知的障がい者(児)の状況

①療育手帳の所持者数の推移

平成29年4月1日現在、町内で療育手帳を所持している人は72人となっています。平成27年度からの年次推移をみると、平成27年度の68人から平成29年度には72人へと4人増加しています。

年齢別療育手帳所持者数の推移 (人) (%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27～H29増減率
0～17歳	8	8	13	163
18歳以上	60	59	59	98
計	68	67	72	106

※各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

②障がいの程度別の人数

平成 29 年度の障がいを等級別でみると、A1（最重度）が 14 人、A2（重度）が 27 人、B1（中度）が 16 人、B2（軽度）が 15 人となっています。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移 (人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
A（最重度・重度）	41	38	41
B（中度・軽度）	27	29	31
計	68	67	72

※各年度 4 月 1 日現在

資料：健康福祉課

(3) 精神障がい者（児）の状況

①精神保健福祉手帳所持者数の推移

平成 29 年 4 月 1 日現在、町内で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は 86 人となっています。平成 27 年度からの年次推移をみると、平成 27 年度の 76 人から平成 29 年度には 86 人へと 10 人増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人) (%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27～H29増減率
0～17歳	1	1	1	-
18歳以上	75	80	85	113
計	76	81	86	113

※各年度 4 月 1 日現在

資料：健康福祉課

②障がいの程度別人数

平成 29 年度の障がいを等級別でみると、1 級が 10 人、2 級が 63 人、3 級が 13 人となっています。

障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1 級	8	8	10
2 級	57	60	63
3 級	11	13	13
計	76	81	86

※各年度 4 月 1 日現在

資料:健康福祉課

③通院医療費公費負担受給者

平成 27 年度から平成 29 年度までの通院医療公費負担状況の推移をみると、平成 29 年度の受給者は 156 人となっています。

自立支援医療受給者証所持者数の推移

(人)

(%)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	H27～H29増減率
0～17歳	2	2	1	50
18歳以上	148	149	155	105
計	150	151	156	104

※各年度 4 月 1 日現在

資料:健康福祉課

(4) 重複障がい者(児)の状況

平成 29 年 4 月現在、町内で身体障害者手帳と療育手帳の両方を所持している重複障がい者は 11 人となっています。

年齢別重複障がい者(児)の状況(平成29年4現在)

(人)

区 分	0～17歳	18～64歳	65歳以上	計
身体障害者手帳と療育手帳の両方の所持者数	1	7	3	11

資料:健康福祉課

(5) 発達障がい児の状況

平成 29 年度の発達障がい児の状況をみると、30 人となっています。

発達障がい児の状況

(人)

区 分	0歳～5歳	6歳～12歳	13歳～18歳
人 数	8	9	13

※平成 29 年 12 月 1 日現在

資料:健康福祉課

3 障がいのある人（子ども）の就学等の状況

(1) 小学校入学前の障がい児の教育・療育等

①保育所・幼稚園

平成29年12月1日現在、町内には保育所が5か所あり、2人の障がい児が通っています。

また、それぞれの障がい児に1人の保育士を加配しています。

保育所の状況(平成29年12月1日現在) (人)

区分		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育所	在籍児数	7	23	29	46	42	33	180
	在籍障がい児数				1		1	2
	加配保育士数				1		1	2

資料:健康福祉課

(2) 小・中学校、特別支援学校への通学状況

平成29年12月1日現在、町内には4か所の小学校、2か所の中学校があります。このうち特別支援学級のうち小学校に通っている障がいのある生徒は10人、中学校に通っている障がいのある生徒は4人となっています。

また、平成29年12月1日現在、特別支援学校に通学している児童・生徒は2人となっています。

小・中学校の特別支援学級の状況(平成29年12月1日現在)

区分	学校数(校)	障がい児数(人)
小学校	3	10
中学校	2	4
計	5	14

資料:教育委員会

特別支援学校の通学状況(平成29年12月1日現在) (人)

種別	学校名	小学部	中学部	高等部	計
特別支援学校	三重県立玉城わかば学園		2		2

資料:教育委員会

4 各種サービスの提供状況

(1) 保健・医療サービス

①乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、心身の発達遅れ等、乳幼児の異常を早期に発見し、適切な支援を進めていくために行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図る上で非常に重要です。

乳幼児健康診査は、4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳6か月児を対象に行われています。

4か月児健診

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	49	35	34
受診者数(人)	47	32	32
受診率 (%)	95.9	91.4	94.1

10か月児健診

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	55	29	40
受診者数(人)	48	26	39
受診率 (%)	87.3	89.7	97.5

1歳6か月児健診

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	42	49	27
受診者数(人)	37	46	27
受診率 (%)	88.1	93.9	100.0

2歳6か月児健診

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	39	42	47
受診者数(人)	35	39	46
受診率 (%)	89.7	92.9	97.9

3歳6か月児健診

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度
対象者数(人)	43	36	41
受診者数(人)	42	35	41
受診率 (%)	97.7	97.2	100.0

※年度末現在

資料：健康福祉課

(2) 心身障がい者（児）医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成は、平成 29 年度で受給者が 525 人、件数が 10,703 件、助成合計額が 43,818 千円となっています。

重度心身障害者（児）医療費の助成

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者数（人）	561	545	525
助成件数（件）	13,966	13,356	10,703
助成額合計(千円)	54,458	50,825	43,818

※平成29年度は、平成 30 年 1 月末現在

資料：健康福祉課

(3) 自立支援医療による自己負担額の軽減

障がいのある人が、その障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。

対象となる主な障がいは、関節拘縮等の肢体不自由、白内障等の視覚障がい、心臓機能障がいや肝臓機能障がい等の内部障がいです。

平成 25 年度より障がい児の育成医療が開始されました。（平成 24 年度まで県事業）

自立支援医療制度

(件)

医療区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生医療	30	34	18
育成医療	7	9	5
計	37	43	23

※平成 29 年度は、平成 29 年 10 月末現在

資料：健康福祉課

(4) その他のサービスの状況

①補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は、障がいのある人の自立促進や社会参加のため、身体障害者手帳を持っている方に対し、身体上の障がいを補うための用具（補装具）の交付・修理を行うものです。

補装具の交付・修理の状況

(件)

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義 肢				5			
装 具		1	7	1	4	1	2
座位保持装置							
盲人安全つえ		1					
義 眼							
眼 鏡		1		3			
補聴器	高度難聴	2	1	4	2	3	
	重度難聴	2	1				
	耳あな型						
	骨導式						
車いす	普通型	3	1	1	5		1
	その他	2			1		
電動車いす			1				
歩行器				2			
頭部保護帽							
歩行補助つえ		1				1	
意思伝達装置							
計		13	11	16	12	5	3

※平成29年度は、平成29年10月末現在

資料：健康福祉課

②障害者福祉サービス利用者負担額減免補助金

障がいのある人等の自立支援と社会参加を促進するため、障がい福祉サービス（居宅系サービスに限る）の利用にかかる負担額の軽減を図ります。

障害者福祉サービス利用者負担額減免事業の延べ支給状況 (件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
減免件数	56	101	53

※平成29年度は、平成29年10月末現在

資料：健康福祉課

③透析患者通院費補助金

人工透析治療等のために多頻度の通院を強いられる障がいのある人等の経済的負担の軽減を図ります。

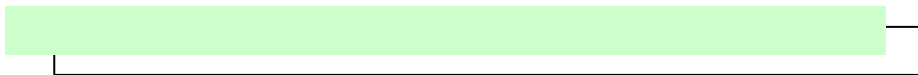
透析患者通院費補助事業の延べ支給状況 (件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
補助件数	40	37	15

※平成29年度は、平成29年10月末現在

資料：健康福祉課

第3章 障がい福祉サービスの見込み量
と確保のための方策
(第5期障がい福祉計画)



1 障がい福祉サービスの基盤整備に関する基本的考え方

第5期障がい福祉計画の策定にあたり、障がい福祉サービスの数値目標を設定し計画的整備を進める中で、障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保を図ります。

(1) 必要な訪問系サービスを確保

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護、重度障害者等包括支援）の確保に努め、立ち遅れている精神障がいのある人等を含め、障がいの種別に関わらず必要なサービスが受けられるよう充実・支援します。

(2) 希望する障がいのある人等に日中活動系サービスを確保

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス）の確保に努め、希望するサービスへの移行を推進します。

(3) グループホーム等の充実を図り、入所・入院から地域生活への移行を促進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）の利用促進に努め、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所又は病院への入院から、地域生活への移行を進めますとともに、地域生活支援拠点の整備を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

(5) 相談支援の提供体制の確保

地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援を実施できる体制の整備を図り、相談支援事業を効率的に実施するため、ネットワーク化を充実します。

(6) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもとその保護者に対しては、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を確保することが重要です。「大紀町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、障害のある子どもに対する居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の専門的な支援を確保します。

3 自立支援給付

自立支援給付は、①介護給付、②訓練等給付、③自立支援医療、④補装具の4つに分類されます。サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率1割負担となっています。ただし所得に応じて一定の負担上限額が設定されています。

分類	内容
① 介護給付	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月(一部同年4月)より新サービスが実施され、障がいの種別ごとに複雑に組み合わせられていた施設・事業体系は「①介護給付」にあたる居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、短期入所(ショートステイ)、施設入所支援と「②訓練等給付」にあたる自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)の2種類の体系に再編されました。
② 訓練等給付	
③ 自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。 対象となる主な障がいは、精神疾患、関節拘縮等の肢体不自由、白内障等の視覚障がい、心臓機能や腎臓機能等の内部障がいです。
④ 補装具	<ul style="list-style-type: none"> 補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、平成18年10月より、自立支援給付に位置付けられた個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付等事業に再編されました。 新サービス移行以前は“現物給付”という概念でしたが、現在は“補装具費の支給”となり、利用者が1割を負担することになっています。

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条において市町村が実施主体となる法定化された事業です。障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としており、地域の実情に応じて県と連携しながら実施するものです。

必須事業は「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」ですが、平成24年4月の法改正により「成年後見制度利用支援事業」が必須事業となるため追加されました。また、地域の実情に応じて日中一時支援事業や生活訓練事業等その他の事業を実施しています。

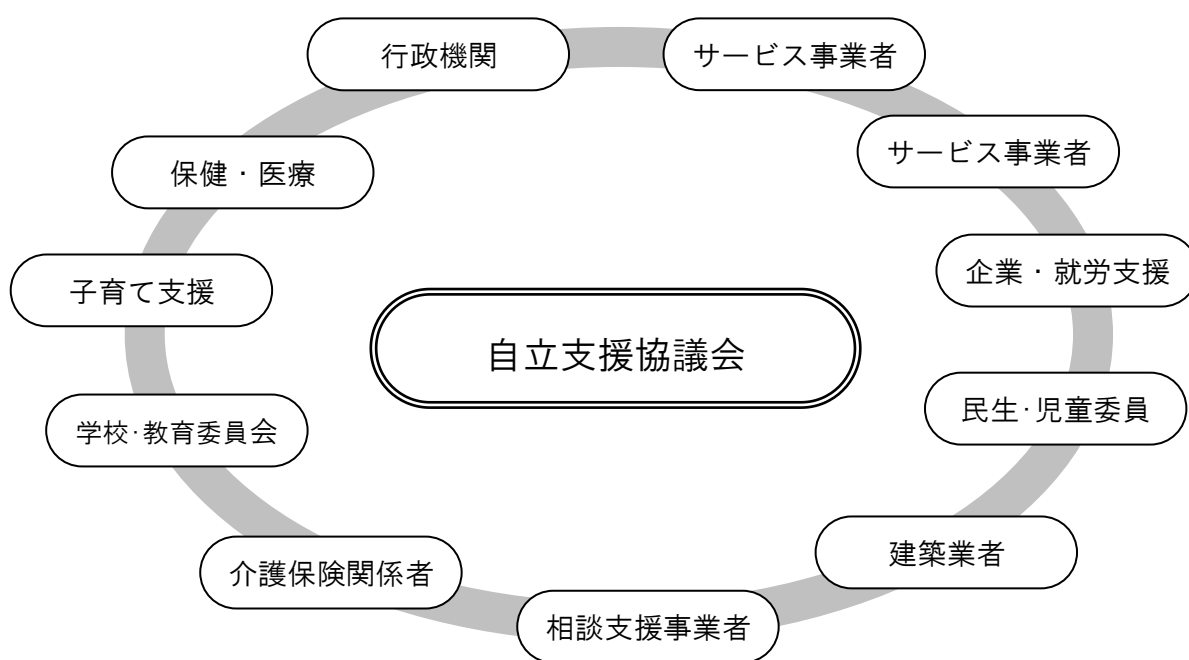
地域生活支援事業の係る費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。

5 自立支援協議会

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

平成24年4月施行の法改正により法定化されたことを踏まえ、自立支援協議会運営の活性化のための方策や、相談支援の充実等の制度改正を踏まえた自立支援協議会が担うべき役割について検討を求められています。

自立支援協議会を構成する関係者



6 平成32年度の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホーム（GH）、一般住宅等の地域生活に移行する障がいのある人を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、地域生活への移行者数については“平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上”を移行者数とし、入所者数については“平成28年度末時点の入所者数の2%以上の削減”を基本目標としています。

本町においては、高齢化する介護者の実情等も踏まえますが、地域移行の可能性の把握等を行い、入所者を1人削減とします。地域生活移行者数については1人を目標とします。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数（A）	17人	平成28年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数（B）	16人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込（A－B）	1人 6%	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	1人 6%	施設入所から地域生活へ移行した者の数

(2) 地域生活支援拠点等の整備

障がいの重度化や障がい者の高齢化、「親亡き後」を見据え、障がい児や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域生活支援拠点の整備を図ります。

国の指針では、平成32年度末には圏域若しくは市町で1ヶ所を整備するとなっています。

伊勢志摩圏域（伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）で検討し、整備に関する標準イメージの共有化を図りながら、既存社会資源の役割分担の確認などを行い、圏域または本町において1ヶ所を目標値とします。

項目	数値	考え方
【目標値】平成32年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所	1ヶ所	地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

就労移行支援事業等を通じて、平成 28 年度中に福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

国の指針では、平成 28 年度の移行者実績の 1.5 倍以上を目指すことになっています。本町において利用者も少ない現状ではあるが、就労移行支援事業所の利用促進等を踏まえ、一般就労への移行者の目標は 1 人とします。

項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度の 一般就労移行者数	0 人	平成 28 年度において福祉施設を退所し、 一般就労した者の数
【目標値】平成 32 年度 一般就労移行者数	1 人	平成 32 年度において福祉施設を退所し、 一般就労する者の数

② 就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、平成 28 年度の利用者数の 2 割以上を目指すことになっています。本町において利用者は 1 人でしたが、平成 32 年度において、目標は 2 人とします。

項目	数 値	考 え 方
平成 28 年度末の 就労移行支援事業利用者数	1 人	平成 28 年度末において就労移行支援事業 を利用する者の数
【目標値】平成 32 年度の 就労移行支援事業の利用者数	2 人	平成 32 年度末において就労移行支援事業 を利用する者の数

③ 就労移行支援事業所の就労移行率合

国の指針では、平成 32 年度末における就労継続支援事業の利用者のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上をを目指すこととなっています。本町においては、事業所がないなどの実情を踏まえ、目標は見込まないこととします。

項目	数 値	考 え 方
【目標値】平成 32 年度末におけ る就労移行支援事業所の就労移 行率が三割以上の事業所を全体 の 5 割以上とする。	-ヶ所	就労移行支援事業所数
	-ヶ所	就労移行率が三割以上の事業所数
	%	

④ 福祉施設から一般就労への移行等（就労定着支援事業）

国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上を目指すこととなっています。本町においては、平成 32 年度において、目標は 1 人 とします。。

項目	数 値	考 え 方
前年度新規利用者数 (A)	0 人	平成 30 年度中に新規で就労定着事業を利用すると見込まれる者の数
職場定着者数 (B)	0 人	A のうち平成 31 年度末までに事業を利用して 12 ヶ月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数
【目標値】平成 31 年度における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	-(%)	B / A
前年度新規利用者数 (A')	1 人	平成 31 年度中に新規で就労定着事業を利用すると見込まれる者の数
職場定着者数 (B')	1 人	A' のうち平成 32 年度末までに事業を利用して 12 ヶ月以上に渡り一般就労していると見込まれる者の数
【目標値】平成 32 年度における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	100 (%)	B' / A'

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 年度末までに、協議会等で保健、福祉関係者、精神科医療に携わる関係者による協議の場を設置することとなっており、既存の組織を活用し、圏域または本町の市町共同で 1 ヶ所を目標値とします。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- ①平成 32 年度末までに児童発達支援センターを圏域若しくは市町で 1 ヶ所を整備することとなっており、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- ②平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域または市町で 1 ヶ所を整備することとなっています。整備に関する標準イメージの共有化を図りながら、既存社会資源の役割分担の確認などを行い、圏域または本町において 1 ヶ所を目標値とします。

③平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関が連携を図るための協議の場の設置を、圏域または本町において1ヶ所を目標値とします。

項目	数 値	考 え 方
【目標値】平成32年度末の児童発達支援センターの設置	1ヶ所	伊勢志摩自立支援協議会において検討
【目標値】平成32年度末の保育所訪問等支援を利用できる体制	1ヶ所	
【目標値】平成32年度末の主に重症心身障害者を支援する児童発達支援事業所の設置	1ヶ所	
【目標値】平成32年度末の主に重症心身障害者を支援する放課後デイサービス事業所の設置	1ヶ所	
【目標値】平成30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1ヶ所	

7 自立支援給付の見込値

①訪問系サービス

1) 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・地域での生活を支えるため基本的なサービス。
- ・ホームヘルパーが自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯、掃除等を行います。
- ・障害支援区分1以上（児童の場合はこれに相当する心身の状態）の方。

	実績値			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間	163	115	121	125	125	125
人	15	12	11	13	13	13

※平成29年度は、9月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

身体介護や家事援助等の短時間の集中的な利用や、ニーズに合った見込み量の確保のため、サービス提供事業者と連携を図ります。

2) 重度訪問介護

- ・重い障がいのある方の地域生活をサポートするサービス。
- ・重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、ホームヘルパーが自宅で、入浴・排せつ・食事の介護、調理、洗濯、掃除等、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
- ・障害支援区分が区分4以上（要介護3程度）で、二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間	0	0	0	100	100	100
人	0	0	0	1	1	1

※平成29年度は、9月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

重度訪問介護の長時間滞在型サービスの、ニーズに合った見込み量の確保のため、サービス提供事業者と連携を図ります。

3) 同行援護

- ・不安と不便を解消し安心して出掛けるためのサービス。

- ・視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出時において、その障がいのある人に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等（代筆・代読含む）を行うサービスを提供します。ただし、身体介護を伴う場合は障害支援区分2以上の方。

	実績値			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間	28	13	22	20	20	20
人	2	2	2	2	2	2

※平成29年度は、9月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

同行援護の外出時の援護など、ニーズに合った見込み量の確保のため、サービス提供事業者と連携を図ります。

4) 行動援護

- ・障がいのある方の安全と安心をサポートするサービス。
- ・知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人に、危険を回避するために必要な援護や外出時の移動の支援等を提供します。
- ・障害支援区分が区分3（要介護2程度）以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
時間	0	0	0	8	8	8
人	0	0	0	1	1	1

※平成29年度は、9月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

行動援護については、現在利用者がいませんが、サービス事業者と連携を図りながら見込み量の確保のため、サービス提供事業者と連携を図ります。

5) 重度障害者等包括支援

- ・最重度の障がいのある方の地域生活を手厚くサポートするサービス。
- ・介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
- ・障害支援区分が区分6（要介護5程度）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有しており、四肢すべてに麻痺があり寝たきり状態の人のうち、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人あるいは最重度の知的障がいのある人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
時間	0	0	0	0	0	0
人	0	0	0	0	0	0

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

②日中活動系サービス

1) 生活介護

- ・入浴からリハビリ、相談・助言まで幅広く提供するサービス。
- ・常に介護を必要とする人に、主に昼間に事業所で入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ・常時介護が必要な障害のある人で、障害支援区分3（併せて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、又は年齢が50歳以上で、障害支援区分2（併せて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分	555	566	480	480	480	480
人	24	25	23	24	24	24

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

生活介護は、自立訓練、就労継続支援等の訓練等給付サービスを組み合わせて実施することが可能なため、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

- ・自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。
- ・リハビリとトレーニングで身体機能と生活能力の向上を目指すサービス（機能訓練）。
- ・地域生活への移行のためにADL（日常生活動作）の訓練を行うサービス（生活訓練）。
- ・ADLの向上を目指し泊まりによる訓練を提供するサービス（宿泊型）。

機能訓練	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分	0	0	0	0	0	0
人	0	0	0	0	0	0

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

生活訓練	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分	41	57	80	80	80	80
人	3	5	4	4	4	4

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

現在、機能訓練の利用者はいませんが、障がいのある人に応じた支給が出来るよう、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

3) 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を一定期間行います。
- ・一般就労に向けて様々な面からサポートするサービス。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分	22	47	23	23	23	23
人	10	2	1	1	1	1

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

自立生活に向けての支援を進めるため、サービス提供事業者に働きかけ、その利用量の確保に努めます。

4) 就労継続支援（雇用型・非雇用型）

- ・一般企業等への就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。。
- ・「労働者」として働きながら一般企業への就職を目指すサービス（雇用型）。
- ・就労機会と生産活動を通して次のステップを目指すサービス（非雇用型）。

		実績値			見込値		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
A型	人日分	82	108	106	80	80	80
	人	4	5	4	4	4	4
B型	人日分	564	656	566	480	480	480
	人	28	31	25	25	25	25

※平成 29 年度は、11 月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

自立訓練事業所が隣接町にないことや障がい程度区分3以下の障がいのある人の日中活動の場として、就労継続支援の利用が多い状況です。今後も日中活動の場としての利用を推進するためサービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

5) 就労定着支援

福祉施設から一般就労へ移行した者に障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

	実績値			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分	-	-	-	0	5	5
人	-	-	-	0	1	1

[サービス見込み量確保のための方策]

平成30年度からの新しいサービスのため、実績値はありませんが、今後の利用者に備えて、サービス提供事業者と連携を図りながら利用量の確保に努めます。

6) 療養介護

- ・医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をを行います。
- ・医療機関での入院生活を支えるサービス。

	実績値			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人	0	0	0	0	0	0

※平成26年度は、9月分までの実績からの見込み数値

7) 短期入所（ショートステイ）

- ・自宅で介護する人が病気の場合等に、施設に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・もしもの時だけでなく、介護者の休息のためにも利用できるサービス。
- ・障害支援区分1以上の人等が対象になります。

	実績値			見込値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
人日分	95	43	66	65	65	65
人	7	9	6	7	7	7

※平成29年度は、9月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

地域で生活するために重要なサービスであるため、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

③居住系サービス

1) 共同生活援助（グループホーム）

- ・夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ・地域での少人数の共同生活を支援するサービス。
- ・障がいのある方（身体障がいのある方にあつては、65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	17	17	17	17	17	17

※平成29年度は、9月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

地域移行を円滑に進めるため、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

2) 施設入所支援

- ・夜間や休日、施設に入所している人に、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
- ・暮らしの場と生活上の支援を提供するサービス。
- ・障害支援区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の人が対象になります。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	19	19	16	16	16	16

※平成29年度は、9月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

施設と連携を図りながら、入所調整を行っていきます。また、地域生活への移行も進めます。

④相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

1) 計画相談支援

- ・障がいのある人の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもので、利用者像は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障がいのある人又は障がいのある子どもとなります。なお、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を利用する場合については、町が、介護保険制度の居宅介護支援計画（ケアプラン）で足りると判断する場合は、サービス等利用計画の作成を求めないこともあります。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	24	51	70	70	70	70

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

相談支援事業者と連携して個別支援計画の作成やモニタリングを実施し、個々の障がいのある人の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援事業者と連携を図ります。

2) 地域移行支援

- ・「施設・病院から地域へ」を支援するサービス。
- ・住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うもので、障害者支援施設等に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分	0	0	0	0	0	0
人	0	0	0	0	0	0

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

3) 地域定着支援

- ・地域生活の継続のための支援を行うサービス。
- ・常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うもので、居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人が対象となります。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	0	0	0	0	0	1

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

障がいのある人の地域生活を支援していくために、相談支援事業者と連携して必要な情報提供や利用者のニーズに対応していきます。

⑤障害児支援

1) 児童発達支援

- ・地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技術の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
- ・身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。医療型については上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童が利用できます。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分	4	12	14	14	14	14
人	3	5	5	5	5	5

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

児童発達支援を行う事業者は近隣にはありませんが、サービスが提供できるように、サービス提供事業者と連携を図り、見込み量の確保に努めます。

2) 放課後等デイサービス

- ・学校通学中の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。
- ・学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がいのある児童が利用できます。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分	7	58	147	160	160	160
人	20	9	11	11	11	11

※平成 29 年度は、9 月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

放課後等デイサービスを行う事業者は大紀町にはありませんが、近隣のサービス提供事業者と連携を図り、見込み量の確保に努めます。

3) 保育所等訪問支援

- ・障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。利用を希望する保護者が事業所に直接申し込むことも可能。
- ・保育所、小学校などに在籍している障がいのある児童が利用できます。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人日分	-	-	-	0	0	0
人	-	-	-	0	0	0

4) 障害児相談支援

- ・障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援をおこないます。

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
人	1	6	9	11	11	11

※平成29年度は、9月分までの実績からの見込み数値

[サービス見込み量確保のための方策]

相談支援事業者と連携して個別支援計画の作成やモニタリングを実施し、個々の障がいのある子の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、相談支援事業者と連携を図ります。

8 地域生活支援事業の見込値

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者又は障がいのある人の介護を行う人からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うほか、障がいのある人に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、その他の障がいのある人の権利の擁護のために必要な援助を行う事業です。

障がいのある人が気軽に相談できるよう、身近な窓口体制の確立を図ります。さらに、各課・施設等において第一次的な相談を受けられるよう、職員の研修に努めます。また、福祉サービスに関する苦情の受け付け・対応についても検討を行います。

また平成 24 年の法改正により、総合的な相談業務を実施する機関として基幹相談支援センターの設置が求められています。

①障害者相談支援事業

- 障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人や家族、介護をしている人からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会との連携等を行います。

	実績値			見込値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施箇所	1	1	1	1	1	1
実人数	32	42	22	30	30	30

※平成 29 年度は、9 月末現在

②市町村相談支援機能強化事業

- 一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としています。
- 具体的な事業内容としては、専門的な相談支援事業等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等です。

[実績と見込み量]

	実績値			見込値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

③住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

- ・住宅入居等支援事業は、賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望している障がいのある人で保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対して、入居に必要な調整等に関する支援を行う事業です。

[実績と見込み量]

(単位：箇所)

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
実施箇所	0	0	0	1	1	1

[サービス見込み量確保のための方策]

住宅入居等支援事制度に関する情報の周知を図り、利用促進を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービス利用等の観点から成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がい又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することで成年後見制度の利用を支援するほか、成年後見制度の普及促進を図ることでこれらの障がいのある人の権利擁護に資することを目的としています。

[実績と見込み量]

(単位：件)

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用件数	0	1	0	1	1	1

[サービス見込み量確保のための方策]

成年後見制度に関する情報の周知を図り、利用促進を図ります。

(3) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのために意思の疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
手話通訳	0	0	0	1	1	1
要約筆記	0	0	0	0	0	0

[サービス見込み量確保のための方策]

適切にサービスを利用できるよう、情報の周知や三重県聴覚障害者協会との連携を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：件)

年給付・貸与件数	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
① 介護・訓練支援用具			1	1	1	1
② 自立生活支援用具	2	1	0	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	1	4	1	2	2	2
④ 情報・意思疎通支援用具	4	1	3	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	157	158	57	150	150	150
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		3		1	1	1

※平成29年度は、平成29年10月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

適切にサービスを利用できるよう、情報の周知や障がいの特性に合った日常生活用具の給付に努めます。

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活と社会参加を促進します。

[実績と見込み量] (単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
延べ人数	39	43	23	40	40	40

※平成29年度は、平成29年9月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

サービス提供事業者と連携を図りながら、サービスの提供の見込み量の確保に努めます。

(6) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うため、継続して事業者へ委託することにより「地域活動支援センター」事業の充実を図ります。

①基礎的事業

- ・地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行うものです。

②機能協化事業

- ・基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴等のサービス等の事業を併せて行うことで、充実した地域活動支援センター事業を実施します。

[実績と見込み量]

(単位：人分、箇所)

		実績値			見込値		
		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
① 基礎的事業	利用者数	0	0	0	0	0	10
	実施箇所	0	0	0	0	0	1
② 機能強化事業	実施箇所	0	0	0	0	0	1

[サービス見込み量確保のための方策]

地域活動支援センターは、日中活動の重要な場として、相談支援の窓口として位置づけられなければならない事業ではあるものの、利用人数（定員）の確保ができない状況です。

隣接町などのサービス提供事業者と連携をとり、設置に向けて働きかけることに努めます。

(7) その他の事業

①日中一時支援事業

- ・障がいのある人等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数	199	184	207	200	200	200

※平成 29 年度は、平成 29 年 9 月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

隣接町を含む当管内には、日中活動系のサービス事業者が少ないため、障がい福祉サービス事業者はもとより、介護保険サービス事業者の協力の元、障がい程度区分に関わらず、障がい児（者）の日中の活動の場として位置づけ、それぞれのサービス提供事業所と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

②福祉ホーム事業

- ・現に住居を求めている障がいのある人につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与させることにより、障がいのある人の地域生活を支援します。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数	1	1	1	1	1	1

[サービス見込み量確保のための方策]

運営については、障がいのある人のための住居を、整備・提供する社会福祉法人等に委託して行い、サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

③生活訓練事業

- ・視覚障がいのために、日常生活や歩行に支障がある障がい児（者）に対し、歩行訓練士が自宅等に訪問して、生活訓練及び歩行訓練の支援を行い、自立生活の便宜を図ります。

[実績と見込み量]

(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数	54	56	50	48	48	48

※平成 29 年度は、平成 29 年 9 月末現在

[サービス見込み量確保のための方策]

適切な事業運営ができる社会福祉法人等に委託して行い、日常生活に係るその他のサービス事業者とも連携して、見込み量の確保に努めます。

⑤訪問入浴サービス事業

- ・障がいのある人に対し、移動入浴車を派遣し入浴を実施することにより重度の障がいの方等の福祉の向上と介護者の負担軽減を図ります。

[実績と見込み量]

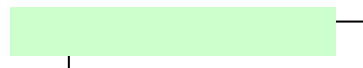
(単位：人)

	実績値			見込値		
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
利用者数	0	1	1	1	1	1

[サービス見込み量確保のための方策]

サービス提供事業者と連携を図りながら見込み量の確保に努めます。

資料編



1 大紀町自立支援協議会設置及び運営要綱

（設置目的）

第1条 障害のある人やその家族が、障害の状態や年齢にかかわらず地域の中で安心して生活を送ることができるような地域づくりを行うため、関係者が共同して地域生活に関わる課題を協議する大紀町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）個別事例及び困難事例への対応のあり方に関する事。
- （2）地域の関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- （3）障害福祉サービスに係る実態及び改善に関する事。
- （4）障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事。
- （5）その他福祉ニーズへの対応策に関する事。

（組織）

第3条 協議会は、個別ケース会議、地域調整会議、地域検討会議及びサービス部門会議で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。

- （1）学識経験者
- （2）保健・医療及び福祉関係者
- （3）教育関係者
- （4）前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 個別ケース会議は、障害のある人及びその家族（以下「障害者等」という。）、相談支援事業所職員及び行政職員等の関係者で構成し、障害者等に対する支援等について協議する。

3 地域調整会議は、5人以内の委員で構成し、個別ケース会議で協議されたもののうち、地域全体の課題として検討することが必要であると判断したものを地域検討会議に送致する。

また、福祉サービス事業所の担当者等とサービス上の課題について協議を行う。

4 地域検討会議は、7人以内の委員で構成し、地域調整会議から送致された課題について協議を行い、その対応を決定する。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とし再任を妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員のうちからそれぞれ互選する。
- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 地域検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 地域検討会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 4 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

- 第7条 協議会の事務局は、大紀町健康福祉課に置く。

(補則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置・運営に必要なことは、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以降、初回の委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、委嘱日から平成24年3月31日とする。
- 3 この要綱の施行日以降、最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、事務局長が召集する。

2 大紀町自立支援協議会と会議の流れ

大紀町自立支援協議会

地域検討会議

会議内容

○地域調整会議からの報告、提案を基に検討し、課題について必要な事項を町政に反映するよう提案する。

委員（7名以内）

- ・ 社会福祉協議会 1名、民生委員 1名 障害者施設代表 2名
障害者代表 2名、保健師 1名

提案

地域調整会議

会議内容

- 個別ケース会議からの課題を整理し、地域検討会議に報告・提案する。
- 専門分野からの意見や助言を取り入れ、福祉サービス事業所とのサービス上の課題を協議する。

委員（5名以内）

- ・ 健康福祉課長 1名、教育関係 1名、福祉サービス事業所 2名
地域包括支援センター 1名

報告

個別ケース会議

会議内容

○相談支援事業所及び担当者において、障害者(児)及びその家族等から個々のケースを聴取しそのニーズを地域調整会議に報告する。

3 大紀町自立支援協議会委員名簿

役職	氏名	所属
会長	西村 主	大紀町身体障害者福祉会
副会長	久世 昌史	大紀町社会福祉協議会
委員	西 多美	大紀町民生委員児童委員協議会
委員	有吉 久子	グループホームひだまり／やまびこ作業所
委員	前納 欣人	障害者支援施設 れんげの里
委員	堀内 幸子	特別養護老人ホーム 共生園
委員	阪本 幸子	健康福祉課 保健師

4 第5期障害福祉計画策定の経過

実施日	内容
平成 29 年 6 月 2 日	第 1 回市町障害福祉計画研修会 ・ 障害福祉計画に係る基本指針 ・ 第 4 期障害福祉計画の進捗状況の把握と評価
平成 29 年 7 月 24 日	第 2 回市町障害福祉計画研修会 ・ 評価に基づく課題の抽出 ・ 数値目標等の設定と目標達成に向けた施策の分析
平成 29 年 9 月 19 日	第 3 回市町障害福祉計画研修会 ・ 数値目標等の設定と目標達成に向けた施策の分析
平成 29 年 12 月 19 日	障害福祉計画にかかるヒアリング
平成 30 年 2 月 5 日	大紀町自立支援協議会地域検討会 【議事内容】 1 あいさつ 2 大紀町第 5 期障がい福祉計画（案）について 3 その他
平成 30 年 2 月 7 日 ～ 平成 30 年 2 月 21 日	「大紀町第 5 期障がい福祉計画（案）」に関するパブリックコメントを実施

大紀町第5期障がい福祉計画

発行 大紀町

編集 健康福祉課

〒519-2703

三重県度会郡大紀町滝原 1610 番地 1

TEL : 0598-86-2216 FAX : 0598-86-3276